

参 考 資 料

令 和 7 年 6 月

市 議 会 定 例 会

目 次

内 容		頁
議案第 37 号関係	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正	1
議案第 38 号関係	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正	3
議案第 39 号関係	寝屋川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正	7
議案第 40 号関係	寝屋川市税条例の一部改正	14
議案第 41 号関係	寝屋川市立斎場条例の一部改正	28
議案第 42 号関係	寝屋川市における東部大阪都市計画梅が丘二丁目地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例等の一部改正	31
議案第 47 号関係	工事請負契約の締結	35

(議案第 37 号関係)

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例の一部改正

1 改正理由

『生活保護法』の改正により「進学準備給付金」が「進学・就職準備給付金」に改められ、「進学・就職準備給付金」として個人番号の情報連携が可能となることから、個人番号の利用範囲について規定の整備を行うため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 個人番号の利用範囲（別表第2関係）

個人番号の利用に関し、別表第2に掲げる所定の事務を処理するために利用することができる特定個人情報の生活保護関係情報について、「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

(2) 附則

施行期日 公布の日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

No.1

改 正 案				現 行			
別表第2（第4条関係）				別表第2（第4条関係）			
執行機関	事 務	特 定 個 人 情 報		執行機関	事 務	特 定 個 人 情 報	
市長	(1)・(1)の2（略）	(略)		市長	(1)・(1)の2（略）	(略)	
	(2) 児童福祉法 による障害児 相談支援給付 費又は特例障 害児相談支援 給付費の支給 に関する事務 であって規則 で定めるもの	(1)・(2)（略）			(2) 児童福祉法 による障害児 相談支援給付 費又は特例障 害児相談支援 給付費の支給 に関する事務 であって規則 で定めるもの	(1)・(2)（略）	
		(3) 生活保護法（昭和25年 法律第144号）による保 護の実施又は就労自立給 付金若しくは <u>進学・就職 準備給付金</u> の支給に關す る情報（以下「生活保護 関係情報」という。）で あって規則で定めるもの			(3) 生活保護法（昭和25年 法律第144号）による保 護の実施又は就労自立給 付金若しくは <u>進学準備給 付金</u> の支給に關す る情報（以下「生活保護 関係情報」という。）で あって規則で定めるもの		
		(4)・(5)（略）			(4)・(5)（略）		
	(3)～(4)（略）	(略)			(3)～(4)（略）	(略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(議案第 38 号関係)

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例の一部改正

1 改正理由

『児童手当法』の改正により「特例給付」が廃止されたことに伴い、個人番号の利用範囲について規定の整備を行うため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 個人番号の利用範囲（別表第2関係）

個人番号の利用に関し、別表第2に掲げる事務及び所定の事務を処理するために利用することができる特定個人情報から「特例給付」に関する規定を削る。

(2) 附則

ア 施行期日

公布の日

イ 経過措置

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、特例給付の支給に関する事務等を行うときにおける改正後の規定の適用について必要な経過措置を定める。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

No.1

改 正 案			現 行		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
執行機関	事 務	特 定 個 人 情 報	執行機関	事 務	特 定 個 人 情 報
市長	(1)～(26) (略)	(略)	(1)～(26) (略)	(略)	(略)
	(27) 児童手当法 (昭和46年法律第73号)による児童手当	(1) 住民票関係情報であつて規則で定めるもの	(27) 児童手当法 (昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付	(略)	(1) 住民票関係情報であつて規則で定めるもの
	_____の支給 に関する事務であつて規則で定めるもの		(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給 に関する事務であつて規則で定めるもの		
	(28)～(45) (略)	(略)	(28)～(45) (略)	(略)	(略)
	(46) 外国人的生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	(1)・(2) (略) (3) 児童手当法による児童手当 _____ の支給 に関する情報であつて規則で定めるもの	(46) 外国人的生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	(1)・(2) (略) (3) 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給 に関する情報であつて規則で定めるもの	

改 正 案		現 行	
	(4)～(14) (略)		(4)～(14) (略)
附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、特例給付（改正法第12条の規定による改正前の児童手当法（昭和46年法律第73号）附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する事務を行うときにおけるこの条例による改正後の寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例（以下「新条例」という。）別表第2市長（27）の項の規定の適用については、同項中「児童手当の」とあるのは、「児童手当又は子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、新条例別表第2市長（46）の項に掲げる事務を行うときにおける同表市長（46）の(3)の項の規定の適用については、同項中「児童手当の」とあるのは、「児童手当又は子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附			

改 正 案	現 行
則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第12条の規定による改正前の児童手当法附則第2条第1項の給付の」とする。	

寝屋川市職員の育児休業等に関する条例 の一部改正

1 改正理由

『地方公務員の育児休業等に関する法律』の改正に伴い、部分休業に係る規定の整備を行うため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 部分休業を請求することができない職員（第 19 条関係）

部分休業の承認の請求が可能な非常勤職員の要件から「1 日につき定められた勤務時間」に関する規定を削除する。

(2) 第 1 号部分休業の承認（第 20 条関係）

現行の「1 日につき 2 時間を超えない範囲内」で請求する部分休業を「第 1 号部分休業」とし、正規の勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止する。

(3) 第 2 号部分休業の承認（第 21 条関係）

新たに措置された「1 年につき条例で定める時間を超えない範囲内」で請求する部分休業を「第 2 号部分休業」とし、職員が第 2 号部分休業を請求した場合にあっては、1 時間を単位として承認する。ただし次の場合においては、次に掲げる時間数を承認できることとする。

ア 1 回の勤務に割り振られている勤務時間に 1 時間未満の端数があり、職員がその勤務時間の全てについて承認を請求した場合 割り振られた勤務時間数

イ 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数があり、職員がその残時間数の全てについて部分休業を請求した場合 残時間数

(4) 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間（第 22 条関係）

部分休業の請求を申し出る単位期間（1 年の期間）について、毎年 4 月 1

日から翌年 3 月 31 日までの期間とする。

(5) 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の条例で定める時間（第 23 条関係）

職員が 1 年につき請求できる第 2 号部分休業の上限は、次のとおりとする。

ア 非常勤職員以外の職員 77 時間 30 分

イ 非常勤職員 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間

(6) 育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情（第 24 条関係）

職員が部分休業の請求パターンの申出の内容を変更することができる特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、申出の変更を行わなければ部分休業に係る子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める場合とする。

(7) 部分休業の承認の取消事由（第 26 条関係）

部分休業の取消事由を「特別の事情が生じたことにより、職員が部分休業の申出の内容を変更したとき」とする。

(8) 附則

ア 施行期日

令和 7 年 10 月 1 日

イ 経過措置

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における(5)の規定の適用については、(5)ア中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、(5)イ中「10」とあるのは「5」とする。

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

寝屋川市職員の育児休業等に関する条例

No.1

改正案	現行
(部分休業を請求することができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員(定年条例第12条の規定により採用された職員をいう。)を除く。次条において同じ。))を除く。) (第1号部分休業の承認) 第20条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。 2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の育児時間(勤務時間条例第11条第1項に規定する特別休暇で、これに相当するものを含む。以下この条において同じ。))又は同項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する	(部分休業を請求することができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員(定年条例第12条の規定により採用された職員をいう。次条第1項において同じ。))を除く。) (部分休業の承認) 第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の育児時間(勤務時間条例第11条第1項に規定する特別休暇で、これに相当するものを含む。以下この条において同じ。))又は同項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する

改 正 案	現 行
第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 （第2号部分休業の承認） 第21条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。	部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 （新設）

改 正 案	現 行
(1) <u>1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u> (2) <u>第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u> <u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u> <u>第22条 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>(育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間)</u> <u>第23条 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> (1) <u>非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> (2) <u>非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> <u>第24条 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこ</u>	(新設) (新設) (新設)

改 正 案	現 行
と、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。 （部分休業をしている職員の給与の取扱い） <u>第25条</u> 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条 例第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 （削る） （部分休業の承認の取消事由） <u>第26条</u> 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。 <u>第27条</u>～<u>第29条</u> （略） 附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。	（部分休業をしている職員の給与の取扱い） <u>第21条</u> 職員が部分休業 <u> </u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条 例第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 （部分休業の承認の取消事由） <u>第22条</u> <u>第14条</u>の規定は、部分休業について準用する。 （新設） <u>第23条</u>～<u>第25条</u> （略）

改 正 案	現 行
(経過措置) 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の寝屋川市職員の育児休業等に関する条例第23条の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。	

寝屋川市税条例の一部改正

1 改正理由

『地方税法』の改正に伴い、市民税について、「特定親族*特別控除の創設」に係る規定の整備を行う等のため、一部改正を行う。

* 特定親族

居住者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の人をいう。

2 主な改正内容

(1) 市民税

ア 特定親族特別控除の創設に係る規定の整備（第 21 条、第 29 条、第 30 条の 2、第 30 条の 3 関係）

(ア) 控除すべき金額について、特定親族特別控除額を追加する。

(イ) 特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等の受給者の個人住民税申告義務に係る規定を整備する。

(ウ) 個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項について特定親族を追加する。

(エ) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の整備を行う。

(2) 市たばこ税

ア 加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例（附則第 38 条の 2 関係）

加熱式たばこの課税方式について、現行の重量と価格によって換算する方式から重量のみで紙巻きたばこの本数に換算する方式に見直すことに伴う規定を整備する。

(3) その他、『地方税法』の改正に伴う規定の整備を行う。

(4) 附則

ア 施行期日

(1)アは令和 8 年 1 月 1 日、(2)アは令和 8 年 4 月 1 日、(3)は地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

イ 経過措置

『地方税法』の改正に係る経過措置の例に倣い、改正後の規定についての経過措置を定める。

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

寝屋川市税条例

No.1

改 正 案	現 行
(公示送達) 第7条 法第20条の2の規定による公示送達は、 <u>同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。</u> を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「 <u>施行規則</u> 」という。)第1条の8第1項に規定する方法により <u>不特定多数の者が閲覧することができ</u> る状態に置く措置をとるとともに、 <u>公示事項が記載された書面を寝屋川市公告式条例(昭和25年寝屋川市条例第83号)第2条第2項に規定する揭示場に揭示し、又は公示事項を寝屋川市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができ</u> る状態に置く措置をとることによってするものとする。	(公示送達) 第7条 法第20条の2の規定による公示送達は、 <u>寝屋川市公告式条例(昭和25年寝屋川市条例第83号)第2条第2項に規定する揭示場に揭示して行う</u>
(納税証明事項) 第9条 <u>施行規則</u> <u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により軽自動車税の種別割(以下「種別割」という。)を滞納している場合においてその旨とする。</u> (所得控除) 第21条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、	(納税証明事項) ものとする。 第9条 <u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u> 第1条の9第2号に規定する事項は、 <u>道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により軽自動車税の種別割(以下「種別割」という。)を滞納している場合においてその旨とする。</u> (所得控除) 第21条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、

改正案	現行
社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (市民税の申告) 第29条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（施行令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるもの	社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (市民税の申告) 第29条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（施行令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるもの

改正案	現行
に限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第30条の2第1項第3号及び第30条の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2第1項及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第15条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。 2～9 (略)	に限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額 の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2第1項及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第15条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。 2～9 (略)
(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第30条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該	(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第30条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該

改正案	現行
給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 扶養親族又は特定親族の氏名 (4) (略) 2～6 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第30条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第50条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当に係る所得を有する者に限る。)<u>若しくは特定親族(退職手当に係る所得を有する者であって、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。)</u>を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的	給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 扶養親族_____の氏名 (4) (略) 2～6 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第30条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第50条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当に係る所得を有する者に限る。))_____ _____を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的

改正案	現行
年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければなら ない。 (1)・(2) (略) (3) 扶養親族又は特定親族の氏名 (4) (略) 2～5 (略) 附 則 (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第11条の3 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、<u>附則第38条の3第1項、附則第39条第1項、附則第40条第1項、附則第43条第1項、附則第44条第1項、附則第44条の2第1項又は附則第49条第1項の規定の適用を受けるときは、第24条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</u> (加算式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例) 第38条の2 <u>令和8年4月1日以後に第103条の2第1項の売</u>	年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければなら ない。 (1)・(2) (略) (3) 扶養親族の氏名 (4) (略) 2～5 (略) 附 則 (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第11条の3 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、<u>附則第38条の2第1項、附則第39条第1項、附則第40条第1項、附則第43条第1項、附則第44条第1項、附則第44条の2第1項又は附則第49条第1項の規定の適用を受けるときは、第24条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</u> (新設)

改 正 案	現 行
渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第103条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第104条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第105条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第103条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。 (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法 (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算す	

改 正 案	現 行
る方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごと合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第104条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。 (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第104条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこの	

改正案	現行
みの品目のもの (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第38条の3 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。 (1) 第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第38条の3第1項</u>に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (2) 第24条から第25条まで、第26条第1項、<u>附則第10条第1項、附則第11条の2第1項及び附則第11条の2の2第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第38条の3第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項、<u>附則第10条第1項、附則第11条の2第1項及び附則第11条の2の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第38条の3第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第38条の3第1項</u>の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第38条の3第1項</u>に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得	(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第38条の2 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。 (1) 第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第38条の2第1項</u>に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (2) 第24条から第25条まで、第26条第1項、<u>附則第10条第1項、附則第11条の2第1項及び附則第11条の2の2第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第38条の2第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項、<u>附則第10条第1項、附則第11条の2第1項及び附則第11条の2の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第38条の2第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第38条の2第1項</u>の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第38条の2第1項</u>に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得

改 正 案	現 行
金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (4) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第38条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第38条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 (5) 附則第11条の4及び附則第11条の7の規定の適用については、附則第11条の4第1項及び附則第11条の7中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第38条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 (1) 第21条、第29条第1項ただし書、第30条の2第1項第3号及び第30条の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日 (2) 附則第11条の3の改正規定、附則第38条の2の改正規定及び同条を附則第38条の3とし、附則第38条の次に1条を加える改正規定並びに附則第4条の規定 令和8年4月1日	金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (4) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第38条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第38条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 (5) 附則第11条の4及び附則第11条の7の規定の適用については、附則第11条の4第1項及び附則第11条の7中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第38条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

改 正 案	現 行
(3) 第7条及び第9条の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日（公示送達に関する経過措置） 第2条 この条例による改正後の寝屋川市税条例（以下「新条例」という。）第7条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。 （市民税に関する経過措置） 第3条 新条例第21条及び第29条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第29条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第30条の2第1項第3号及び第30条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。 3 新条例第30条の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第29条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第30条の2第1項及び第3項の規定	

改 正 案	現 行
による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の寝屋川市税条例（以下「旧条例」という。）第29条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第30条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。 4 新条例第30条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第30条の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第30条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。 （市たばこ税に関する経過措置） 第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第38条の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、寝屋川市税条例第103条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第105条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第38条の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本	

改 正 案	現 行
数の合計数によるものとする。 (1) 寝屋川市税条例第105条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第38条の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数 (2) 新条例附則第38条の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	

寝屋川市立斎場条例の一部改正

1 改正理由

火葬炉の使用について、ペットを単独に火葬する場合における使用料を新設する等のため、一部改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 使用料(別表関係)

ア 「人体の一部」に係る火葬炉の使用料(市外の場合)を、1個につき、16,000円とする。

イ 「動物の死体」に係る火葬炉の使用料を次のとおりとする。

区 分			単 位	市 内	市 外
火葬炉	ペット	合同して火葬する場合	1 体	3,000	24,000
		単独に火葬する場合	1 体	15,000	

(備考)

① 「ペット」とは、愛がんすることを目的として飼養される犬、猫その他の動物をいう。

② ペットの火葬については、次に定めるところによる。

ア 火葬炉に入れることのできないペットの火葬は、行わない。なお、大きさが長さ100センチメートル、幅55センチメートル、高さ45センチメートルの箱に入るものでないときは、合同して火葬することはできない。

イ 合同して火葬する場合には、収骨を行うことはできない。

ウ 市内に該当する場合以外の場合には、単独に火葬することはできない。

(2) 附則

ア 施行期日 令和7年8月1日

イ 経過措置

改正後の規定は、施行期日以後における斎場の使用について適用する。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市立斎場条例

No.1

改 正 案		現 行	
別表（第6条関係）		別表（第6条関係）	
(単位 円)		(単位 円)	
区分	単位	区分	単位
火葬炉	(略)	(略)	
	人体の一部	人体の一部	1 個
	ペット	動物の死体	1 個
	合同して火葬する場合		
(略)		(略)	
(備考)		(備考)	
1 「市内」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。		1 「市内」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。	
(1)～(3) (略)		(1)～(3) (略)	
(4) ペット において、当該ペットの飼いが寝屋川市が備える住民基本台帳に記録されている者である場合		(4) 動物の死体 においては、当該動物 の飼いが寝屋川市が備える住民基本台帳に記録されている者である場合	
2～3 (略)		2～3 (略)	
4 「ペット」とは、愛がんすることを目的として飼養さ		4 動物の「1 個」とは、長さ 100 センチメートル、幅 55	

改 正 案	現 行
れる犬、猫その他の動物をいう。 5 <u>ペットの火葬については、次に定めるところによる。</u> (1) <u>火葬炉に入れることのできないペットの火葬は、行わない。なお、大きさが長さ 100 センチメートル、幅 55 センチメートル、高さ 45 センチメートルの箱に入るものでないときは、合同して火葬することはできない。</u> (2) <u>合同して火葬する場合には、収骨を行うことはできない。</u> (3) <u>市内に該当する場合以外の場合には、単独に火葬することはできない。</u> 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の寝屋川市立斎場条例別表の規定は、この条例の施行の日以後における斎場の使用について適用する。	<u>センチメートル、高さ 45 センチメートルの箱に入るものをいう。</u> 5 <u>動物の拾骨は、行わない。</u>

(議案第 42 号関係)

寝屋川市における東部大阪都市計画梅が丘二丁目地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例等の一部改正

1 改正理由

『高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律』及び『高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律施行令』の改正により、引用するこれらの法令の条項が移動したことに伴い、所要の規定の整理を行うため、一部改正を行う。

2 改正内容

- (1) 『寝屋川市における東部大阪都市計画梅が丘二丁目地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例』の一部改正〔第1条〕

建築物の容積率の最高限度（第4条関係）

『寝屋川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例』の一部改正〔第2条〕

園路及び広場（第4条関係）

『寝屋川市における東部大阪都市計画太秦桜が丘地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例』の一部改正〔第3条〕

建築物の容積率の最高限度（第5条関係）

『高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律』及び『高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律施行令』の改正により、引用するこれらの法令の条項を改める。

- (2) 附則

施行期日 公布の日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市における東部大阪都市計画梅が丘二丁目地区計画の区域内に おける建築物等に関する条例等の一部改正

No.1

1 寝屋川市における東部大阪都市計画梅が丘二丁目地区計画の区域内における建築物等に関する条例 (第1条関係)

改 正 案	現 行
(建築物の容積率の最高限度) 第4条 (略) 2 前項に規定する容積率の算定の基礎となる建築物の延べ面積には、次の各号に掲げる部分の床面積は、算入しないものとする。 (1)～(3) (略) (4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第3項の認定を受けた計画(同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に係る特定建築物(同法第2条第18号の特定建築物をいう。)の建築物特定施設(同法第2条第20号の建築物特定施設をいう。以下同じ。)の床面積のうち、移動等円滑化(同法第2条第2号の移動等円滑化をいう。)の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第27条に定める部分	(建築物の容積率の最高限度) 第4条 (略) 2 前項に規定する容積率の算定の基礎となる建築物の延べ面積には、次の各号に掲げる部分の床面積は、算入しないものとする。 (1)～(3) (略) (4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第3項の認定を受けた計画(同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に係る特定建築物(同法第2条第16号の特定建築物をいう。)の建築物特定施設(同法第2条第18号の建築物特定施設をいう。以下同じ。)の床面積のうち、移動等円滑化(同法第2条第2号の移動等円滑化をいう。)の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第24条に定める部分

2 寝屋川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（第2条関係）

改正案	現行
(園路及び広場) 第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する政令第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び政令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせ、床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) (略)	(園路及び広場) 第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する政令第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び政令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせ、床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) (略)

3 寝屋川市における東部大阪都市計画太秦桜が丘地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例（第3条関係）

改正案	現行
(建築物の容積率の最高限度) 第5条 (略) 2 前項に規定する容積率の算定の基礎となる建築物の延べ面積には、次の各号に掲げる建築物の部分の床面積を算入しないものとする。 (1)～(5) (略)	(建築物の容積率の最高限度) 第5条 (略) 2 前項に規定する容積率の算定の基礎となる建築物の延べ面積には、次の各号に掲げる建築物の部分の床面積を算入しないものとする。 (1)～(5) (略)

改正案	現行
(6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成18年法律第91号)第17条第3項の認定を受けた計画(同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に係る特定建築物(同法第2条第18号の特定建築物をいう。)の建築物特定施設(同法第2条第20号の建築物特定施設をいう。以下同じ。)の床面積のうち、移動等円滑化(同法第2条第2号の移動等円滑化をいう。)の措置を採ることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第27条に定める部分	(6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成18年法律第91号)第17条第3項の認定を受けた計画(同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に係る特定建築物(同法第2条第16号の特定建築物をいう。)の建築物特定施設(同法第2条第18号の建築物特定施設をいう。以下同じ。)の床面積のうち、移動等円滑化(同法第2条第2号の移動等円滑化をいう。)の措置を採ることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第24条に定める部分

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(議案第 47 号関係)

工 事 請 負 契 約 の 締 結

工 事 名 寝屋川市立田井小学校普通特別教室棟外壁等及び校舎棟トイレ改
修工事 (建築主体工事)

入札参加者等

(単位：円)

	入札参加者	入 札 額	摘要	落 札 額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
(1)	株式会社沖田工務店	162,820,000		
(2)	北口建設工業株式会社	149,861,000	落札	164,847,100
(3)	株式会社喜多工務店	162,500,000		
(4)	株式会社北田工務店	149,861,000		
(5)	株式会社K G コンストラクション	149,861,000		
(6)	昌栄建設株式会社	149,861,000		
(7)	太西アーキテクト株式会社	149,813,000	無効	
(8)	株式会社中井工務店	149,861,000		

〔 予定価格等 〕

予定価格

179,182,300 円 (内消費税及び地方消費税の額 16,289,300 円)

最低制限価格

164,847,100 円 (内消費税及び地方消費税の額 14,986,100 円)

經 過

令和 7 年 4 月 4 日	制限付一般競争入札の公告
令和 7 年 4 月 7 日 ～ 令和 7 年 4 月 10 日	入札参加資格審査申請書提出期間
令和 7 年 5 月 22 日 ～ 令和 7 年 5 月 23 日	入札
令和 7 年 5 月 26 日	開札
令和 7 年 6 月 2 日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

寝屋川市立田井小学校普通特別教室棟外壁等及び校舎棟トイレ改修工事（建築主体工事）

